

【1991年2月27日】高額療養費の自己負担限度額の改定（答申）

社会保険審議会

平成3年2月27日

厚生大臣 下条 進一郎 殿

社会保険審議会
会長 宮澤 健一

答申書

平成3年1月30日厚生省発保第9号をもって諮問のあった健康保険及び船員保険の高額療養費の自己負担限度額の改定については、下記のとおり答申する。

高額療養費の自己負担限度額について、諮問内容のとおり改定を実施することはやむを得ない。

なお、被保険者を代表する委員は、今後とも勤労者の家計に過重な負担をかけないように高額療養費の自己負担限度額について慎重な配慮をするとともに、院内看護化の推進等による付添看護問題の改善、不適正な保険外負担の解消、高額療養費の支給方法の改善をも念頭においたレセプトの機械処理の推進等に努めることが必要であるとの意見であった。